## 下関都市計画地区計画の決定(下関市決定)

都市計画フォレストタウン熊野地区地区計画を次のとおり決定する。

## 1. 地区計画の方針

名	称	フォレストタウン熊野地区 地区計画				
位	置	下関市一の宮町四丁目、五丁目				
区	域	計画図表示のとおり				
面	積	約 4.8ha				
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は、下関市中央部の火の山及び西部の響灘を望む熊野地区 に位置し、公共による低層住宅地及び中高層住宅地を主体とした基 盤整備が、総合的、計画的に実施される地域である。 本計画は、事業実施後予想される建築物の用途の混在等による住 居環境の悪化を未然に防止し、秩序ある市街地を計画的に誘導しつ つ、緑豊かで潤いのある良好な居住環境の形成と保全に努め、地区 環境の形成を図ることを目標とする。				
	土 地 利 用 の 基 本 方 針	関静で豊かな自然環境を活かした良好な市街地形成を図るため当地区を低層専用住宅地区、中高層専用住宅地区と位置付け各ゾーンが調和のとれた市街地として形成される地区とする。				
	地区施設の整備 方針	地区内には、区画幹線道路、緑道等を適正に配置する。 また、居住者及び周辺住民の憩いのスペースとして、公園緑地を 設ける。さらには、これらの地区施設の機能を損なわないように維 持保全を図る。				
		地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、それぞれの地区に ふさわしい街なみの形成、良好な景観の形成等が図られるよう規制 誘導する。				
	建築物等の整備の方針	1 低層専用住宅地区 良好な居住環境を保全、推進するために、専用住宅と住民の日 常生活上必要な用途を兼ねる住宅に限られた地区とし、閑静で潤 いのある良好な居住環境が形成されるよう建築物の用途、建築物 の高さの最高限度、敷地の最低面積、壁面の位置及び意匠、形態 等について規制誘導するとともに、緑地の保全及び植栽による緑 化の推進を図る。				
		2 中高層専用住宅地区 建築物及び居住環境については、低層専用住宅地区と調和のと れた質の高い賃貸住宅を整備し良好な街なみ環境の維持保全を図 る。				

## 2. 地区整備計画

地区	地 区 施 設 の 配置及び規模			道路	帽		13		約		0 m	<u>%</u>		m
整備計画						<ul><li>延長 約 190m 約 371m 約 460r</li><li>約 0.3ha 1箇所</li></ul>					111			
	建築物等に関する事	地区の	の	地 区	の称				中高層専用住宅地区					
		区	分 	地区面	の 積				約 2.8ha					
		建 築 用 途	物の		の 限		「に掲げる建築 )は建築してい			以外	のも	のは類	る建築 建築し	
	7					い。 (1) 兼積住げ兼 、れ は用品ト 付の、10物が床以す の建す建に 兼積住げ兼 、れ は用品ト 付の、10物が床以す の建す をこ が 構造上次れる道の設が機はめ。掲は以合屋の、 面内る 以築る に、以、ずす華そ施計動又た房に物 面ので下計 車 に益そ で、れ がべをにか 教他。0.を工の げ、下計 建高 か の 自 各 の 及 築 に、以、ずす 華 そ 施計動又た房に物 面ので下計 車 に 益 そ で が す は 以 合動 号公び物 は 以 合動 と も な 属 で が で が す 車 が 必に と い が で が で が で が す 車 が 必に と い が で が で が で が す 車 が 必に と い が で が で が で が す を り の を 工 の が 下 計 車 に 益 そ の な で で が す を り の を 工 の が で が で が で が す を り の を 工 の が で が で が で が す が を し な 属 か が 床 以 す の と も な 属 せ に し か が た 以 す の と も な 属 せ に し か が た 以 す の と も な 属 は い か が た 以 す の と も な 属 は い か が た 以 す の と も な 属 は い か が た 以 す の と も な 属 は い か が た 以 す の と も な 属 は い か が た 以 す の と も な 属 は い か が た 以 す の と も な 属 は い か が た 以 す の と も な 属 は い か が た 以 す の と も な 属 は い か が た 以 す の と も な 属 な が か が た 以 す の と も な 属 な が か か か か か か た 以 す の と も な 属 か が た い か が た 以 す の と も な 属 か が た い か が た 以 す の と も な 属 か が た 以 す か が た 以 す か が た 以 す か が た 以 す か が た 以 す か が た 以 す か が た 以 す か が た 以 す か が た 以 す か が た 以 す か が た 以 す か が た 以 す か が た が か が た 以 す か が た か が た 以 す か が か か か か か か か か か か か か か か か か か			ら る面居掲を 室こ 75使芸ア る軒でふてさつ㎡と もなに 兼積住げ兼 、れ k用品ト 付の、10物が床以す の建	以外のら (1) びる 共正 (2) に (3) も必そ (2) も必そ (3) も必そ 築 (2) も必そ 築 (2) も必そ 築 (2) も必そ 築 (3) も必そ 築 (3) も必そ 第 (4) を (4) を (5) を (5) を (6) を (6) を (7)				する上び

地区	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の 最 低 限 度	200㎡(ただし、集会所 の敷地を除く。)	_			
区整備計画		壁面の位置の制限	建築物では、	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面距離は3.0m以上とする。 敷地境界線までのの距は3.0m以上とする。 ただし、自転車、場、 大だンプ室は除く。			
			で、かつ床面積の合計が 40 ㎡以内の自動車車庫。				
		建築物の高さの最高限度	1 0 m	_			
		建築物の形態又は意匠の制限	屋根、外壁の外観は落ち着いた色彩とし、地区の景観に調和したものとする。				
		かき又はさくの構造の制限	道路に面するかき又はさくの構造の制限は次のとおりとする。ただし、道路境界線より 1.0m以上の距離にあるものについてはこのかぎりでない。				
			(1) 生垣 ただし、安全上必要な場合は敷地地盤面から高さ が 1.3m以下の透視可能なフェンス等と植栽を組み 合わせたものを使用することができる。				
備	Ħ	考	上記の建築物等に関する事は適用しない。 (1) 市長が公益上、安全上の。				

